

調べて納得!!

～条文を確認しながら理解する～

# 確定拠出年金講座

2018 年度版「確定拠出年金関連法令条文集」（きんざい）対応

この講座は、確定拠出年金制度の内容が法令等でどのように定められているのかを、条文を確認しながら説明する講座です。そのまま読み進めても理解しやすい構成になっていますが、「確定拠出年金関連法令条文集（以下「条文集」）」（きんざい）で対応箇所を確認しながら学習すると、より理解が深まります。今回のテーマは「指定運用方法」です。

## 第9講 「指定運用方法」

（確定拠出年金法第23条の2 2018年度版条文集P80ほか）

「指定運用方法」とは、いわゆるデフォルトファンドのことで、企業型年金加入者または個人型年金加入者（以下「加入者」）が運用指図を行わない場合に、自動的に適用される運用方法のことです。これまでも、実務上の取扱いで、「あらかじめ定められた運用の方法」という同様の趣旨の運用方法が提示されることはありましたが、法令による規定の整備が行われ、2018年5月1日より施行されることとなりました。従って、既に「あらかじめ定められた運用の方法」として選定・提示している場合でも、施行日以降は、これから説明する規定に則って選定・提示する必要があります。

指定運用方法に関する規定としては、第23条の2（指定運用方法の選定）、第24条の2（指定運用方法に係る情報の提供）、第25条の2（指定運用方法が提示されている場合の運用の指図の特例）などがあります。なお、このように「〇条の2」といった形式を枝番号といいます。これは、新しい条が追加されたときに既存の条が繰り下げられることのないようにして、他の法律などで引用されている場合に影響が及ぶことを防ぐための手法です。つまり、枝番号になっている条文は、法律の制定当初には規定されていなかった新たな内容であるということです。確定拠出年金法では、この他にも数箇所に枝番号があり、例えば、他の制度からの資産の移換に関する規定では54条から54条の6に枝番号が増えています。

それでは、まず、確定拠出年金法第23条の2を見てみましょう。

確定拠出年金法23条の2の第1項は、運営管理機関が指定運用方法を提示することができる旨の定めです。条文中に「対象運用方法のうちから一の運用方法を選定」とあるように、原則として選定する指定運用方法は一つですが、法令解釈第4-2により、企業型年金において実施事業所が複数ある場合には、実施事業所ごとに指定運用方法を選定・提示することができます。これは、次に述べるように、指定運用方法を選定する際に、加入者集団の属性を考慮することが求められていることによるものと考えられます。

第2項には、指定運用方法を選定する際は、基準に適合する運用の方法を選定しなければならないことが定められています。具体的な選定基準は確定拠出年金法施行規則第19条に定められており、①物価その他の経済事情の変動に伴う損失の可能性が、加入者集団の属性等に照らして許容される範囲内であること、②見込まれる収益によって加入者集団に必要とされる水準が確保されることが見込まれること、③損失の可能性が見込まれる収益に照らして合理的な範囲であること、④手数料等の費用が見込まれる収益に照らして過大でないことのいずれにも該当することが求められます。

第3項には、通常の運用方法を選定するときと同様に、資産の運用に関する専門的な知見に基づいて選定しなければならないことが定められています。この点、指定運用方法を選定するのは運営管理機関ですが、法令解釈第4-2

では、運営管理機関に対し、指定運用方法の選定に際し、労使協議に必要な情報を提供し労使協議の結果を尊重して決定することが求められています。また、指定運用方法を選定・提示するときは、運営管理機関は、確定拠出年金法第 24 条の 2 により、①利益の見込み及び損失の可能性、②選定理由、③指定運用方法による運用を行う場合の手続きなどの情報を加入者に提供しなければなりません。

③の指定運用方法による運用を行う場合の手続きは、確定拠出年金法第 25 条の 2 により、「特定期間」（第 1 項）、「猶予期間」（第 2 項）の 2 段階を経て行われます。特定期間とは、加入者からの運用指図の有無を判断するための期間で、加入者となって最初の掛金の納付が行われた日から起算して 3 か月以上の期間が、企業型年金規約または個人型年金規約（以下「規約」）によって定められます。特定期間が経過しても加入者からの運用指図がない場合は、運営管理機関は加入者に運用指図を促し、それでもなお、猶予期間内に加入者が運用指図を行わないときは、指定運用方法による運用を行います。猶予期間とは、指定運用方法による運用の開始を猶予するための期間のことで、特定期間が経過した日から 2 週間以上の期間が規約によって定められます。なお、猶予期間が終了する日までに運用指図が行われていない個人別管理資産のことを「未指図個人別管理資産」といいます。

指定運用方法による運用が行われた場合は、加入者が指定運用方法による運用を指図したものとみなします。実際には加入者の運用指図がないにもかかわらず、加入者が運用指図を行ったものとみなされることから、法令解釈第 4－2 では、本人の運用指図権を侵さないように十分留意する必要があるとされています。具体的には、運営管理機関に対し、受託者責任を果たす観点から、指定運用方法による運用指図を行ったものとみなされることについて加入者の理解を得ることを確認することや、指定運用方法による運用の結果についてその責任が加入者本人に帰属することなどについて情報提供をすることが求められています。

なお、個人型年金では、確定拠出年金法第 73 条により企業型年金における指定運用方法に関する規定が準用されますが、個人型年金規約第 90 条の 2（指定運用方法の選定）、第 93 条の 2（指定運用方法に係る情報の提供）、第 95 条の 2（指定運用方法が提示されている場合の運用の指図の特例）にも、指定運用方法に関する定めが設けられていますので確認してみると良いでしょう。

今回は、（指定運用方法以外の）「運用方法の選定及び提示」です。